

平成29年度大学院法学研究科博士課程前期課程入学試験(研究者コース・専修コース) 問題と出題の意図

【専攻科目】

9月	民法	問題	<p>第1問 不動産取引において、民法第94条2項の類推適用により、真実の権利者が権利を失う場合に、それが認められる理由と要件を説明し、そうした対応の拡張は、どこまで認めるのが適当と考えるか、自説とその理由を述べなさい。</p> <p>第2問 AはB社から街頭放送用機械を購入した。Aは引渡前に本件機械を試験的に使用し、その結果が良好に思えたため、代金と引換えに本件機械を受領した。ところが、本件機械には故障があり、しばしば音声不良の事故をきたした。この故障は、放送に耐える程度には修補可能であるが、完全には修繕できないとする。 AはBに対していかなる法律的主張が可能か検討しなさい。その際、(1)Aがカタログによって本件機械を購入した場合と、(2)Aが店頭にあった中古品展示の中から本件機械を選んだ場合に分けて検討すること。</p>
		出題の意図	<p>第1問 本問は、民法第94条2項類推適用に関してその基礎的な知識を問い、また、その適用領域の限界という応用的な課題を問うことを通じて、民法総則の重要課題についての理解を、答案を通じて構成・表現する能力を示すことを求めるものである。</p> <p>第2問 本問は、売買契約の目的物に瑕疵がある場合の買主と売主との間の法律関係を問うものである。売主の責任について目的物が特定物である場合と不特定物である場合とを分けて検討することが求められる。</p>

【関連科目(専門科目)】

9月	民法	問題	<p>第1問 条件付き法律行為の例を挙げるとともに、条件付き法律行為に対して、民法はどのような規定を準備しているのか、説明しなさい。</p> <p>第2問 AがBに対して有する100万円の金銭債権(甲債権)をAの債権者Cが差し押さえ、取り立てたところ、Bは、BのAに対して有する100万円の金銭債権(乙債権)によって相殺したと主張して支払を拒んだ。Bの相殺の抗弁が認められるかについて、差押命令の送達時・相殺の意思表示がなされた時点・甲債権と乙債権の履行期等に留意しつつ、場合を分けて説明しなさい。</p>
		出題の意図	<p>第1問 本問は、条件付法律行為について、これに関する民法の諸規定の概要を説明させることを通じ、受験者が、民法についての基本的な理解と知識を有していること、さらにそれらを表現する能力を示しうることを問うものである。</p> <p>第2問 本問は、売買契約の目的物に瑕疵がある場合の買主と売主との間の法律関係を問うものである。売主の責任について目的物が特定物である場合と不特定物である場合とを分けて検討することが求められる。</p>

平成29年度大学院法学研究科博士課程前期課程入学試験(研究者コース・専修コース) 問題と出題の意図

【専攻科目】

9月	商法	<p>問題</p> <p>第1問 以下の文章を読んで、(問1)及び(問2)に答えなさい。</p> <p>Yは、関西全域においてYブランドのガソリンスタンドのフランチャイズを統括する事業を営む株式会社(以下、Y社と記す)であり、定款において発行するすべての株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の規定を置いている。また、Y社定款には、株主総会における議決権行使は、株主に対してのみ委任することができる旨定められていた。</p> <p>平成28年春ごろ、ガソリンスタンド経営からの撤退と大手石油元売り会社への身売りを模索するY社経営陣と、これに反対する創業家(Y社の議決権総数のうち18%を創業家の資産管理会社X〔以下、X社と記す〕が保有している)の対立が表面化し、X社は複数の経済紙上にY社身売り反対の意見広告を数度にわたって掲載するなど反経営陣キャンペーンを行ったが、Y社取締役会は、同年5月10日、Y社の全事業を大手石油元売り事業者であるS株式会社(以下、S社と記す)に譲渡することを決定し、同月15日には、S社との事業譲渡契約を締結した(以下、本件事業譲渡契約と記す)。そして、Y社経営陣は、同年5月30日に開催されるY社の定時株主総会に向けて、本件事業譲渡契約の承認を求める議題を提案し、同年5月20日、その旨を記した株主総会招集通知を全株主に発送した。</p> <p>これを受けて、創業家側は親戚筋に当たるY社の大株主らと連絡を取り合い、来る株主総会決議において本件事業譲渡契約を不承認に追い込むことができるとの票読みを固めたと思っていた。X社は、株主総会に先立って代々創業家の顧問弁護士であるLに対して敢えて委任の趣旨を特定せずに白紙委任状を交付していた。同年5月30日、Lは当該白紙委任状を持ってY社株主総会会場に赴いたが、Lが株主総会会場の入り口でX社の委任状を提示して会場に入ろうとしたところ、Y社の専務取締役Qは「当社の定款規定により、株主ではない貴殿をX社の代理人と認めることはできません」と述べて、Lの入場を拒否した。</p> <p>(問1)このようなY社の対応は適法であるか。</p> <p>Lが株主総会会場受付にて立ち往生しているところに、Y社代表取締役Pがやってきて、Lを別室に通し、Lの白紙委任状を確認した上で、次のように述べた。「創業家は本件事業譲渡契約を不承認に追い込むことができるとおられるのでしょうか、実は我々も大株主様とは良い話合いを持つことができているので、既に皆様から会社提案にご賛成いただける旨、誓約書を提出していただいております。いまさら創業家側が反対票を投じても結果は覆りませんよ。ところで、せっかくお越しいただいたわけですから、貴殿にはぜひ株主総会にご出席ください。ご熟慮の上、もし会社提案にご賛同いただければ、なお喜ばしいことです。」そして、PはLにお車代と称して現金50万円の入った封筒を手渡した。その後、株主総会に出席したLは、今うまく立ち回れば、今後、Y社と有利な顧問契約が結べるかもしれないと考え、X社が保有する議決権の行使において会社側提案に賛成した。果たして、本件事業譲渡契約に係る会社提案は95%以上の賛成を得て承認された。</p> <p>(問2)後日、X社は当該株主総会決議の効力を争うことができるか。また、それは奏功するか。</p> <p>第2問 現在の会社法における取締役の責任限定契約の意義を論じた上で、立法論として業務執行取締役等である取締役も責任限定契約を締結することができるようにするべきであるという主張の当否を論評しなさい。</p>
----	----	---

平成29年度大学院法学研究科博士課程前期課程入学試験(研究者コース・専修コース) 問題と出題の意図

9月	商法	出題の意図	<p>第1問 (問1)は、株主が議決権行使を株主以外の者に委任する定款の効力を問うものである。かかる定款規定について、最高裁は「合理的な理由による相当程度の制限」であり、原則として有効であると解するが、下級審の中には非株主たる弁護士への委任は、株主以外の第三者によって株主総会が攪乱されることを防止するという理由に照らして、必ずしも「相当の制限」とはいえず、その限りで当該議決権行使の委任は定款違反とはならないという下級審判例がある。本問では、このような判例の準則が正確に理解され、これを本件に当てはめることが求められている。</p> <p>(問2)では、LはX社の議決権行使に係る代理人として、事実上、委任の趣旨を十分理解しながら、白紙委任であることを奇貨として、自己の利益を図るべくこれとは反対の投票行動をとったことがまず問題となる。しかし、黙示的な委任の趣旨に反する代理人による議決権行使については、瑕疵は委任契約当事者間の内部的な問題にとどまり、当該議決権行使それ自体は有効であると解される。</p> <p>次に、Lによる当該議決権行使については、代表取締役Pによる会社法120条違反の疑いが濃厚である(会社法970条違反も同様)。そうだとすると総会決議の方法に重大な法令違反が存することになり、よって会社法831条1項1号に該当するので、X社としては、たとえ自らの議決権行使自体は有効になるとしても、強い公益侵害の程度からして、なお株主総会決議取消の訴えを提起できるものと解されよう。</p> <p>ところで、仮にそのような違法性ゆえにX社の議決権行使分(18%)を除いたとしても、当該株主総会決議の賛成議決権数は77%以上であるので、会社提案に賛成という決議の結果は変わらないように思えるため、会社法831条2項の裁量棄却の可否が問題となる。しかし、最高裁は、裁量棄却をするには、当該瑕疵について、決議の結果に影響を及ぼさないだけでなく、違反事実が重大でないことが必要であるとしているので、本件の法令違反行為が刑事責任を伴う重大なものであることからすると、裁量棄却は認められないだろう。本問では、以上のような規範定立が正確になされ、これを適切に本件に当てはめることが求められている。</p> <p>第2問 本問は、取締役の責任限定契約について問うものである。取締役の責任の制度の意義と問題点をふまえて、責任限定契約の立法論としてのあり方を論じることが想定されている。</p>
----	----	-------	---

平成29年度大学院法学研究科博士課程前期課程入学試験(研究者コース・専修コース) 問題と出題の意図

【関連科目(専門科目)】

9月	知的財産法	問題	第1問 現行法において、職務発明について使用者等に特許を受ける権利を取得させた場合等における、相当の利益がどのように定められることになっているか説明し、あわせて、そのような仕組みが採用されている意義についても論じなさい。
			第2問 現在、法改正により、著作物の保護期間の原則(著作権法51条2項)が、著作者の死後50年から70年に延長されようとしている。この延長に対する賛否両方の論拠をいずれも説明したうえで、あなたの立場を述べなさい。
		出題の意図	第1問 職務発明において、相当の利益(対価)がどのように定められるべきかについて理解し説明することができるかどうかを問うものである。最新の改正及び議論の動向についてフォローしていることが求められる。
			第2問 著作物の保護期間に関する立法論について、基本的な理解を問うものである。延長への賛否両方について論拠を整理し、自らの立場を説得的に示すことが望まれる。

平成29年度大学院法学研究科博士課程前期課程入学試験(研究者コース・専修コース) 問題と出題の意図

【関連科目(専門科目)】

9月	民事訴訟法	問題	<p>第1問 AはBに対して貸金の返還として1000万円の支払を求める訴えを提起した。訴訟の中でAは、(1)AはBに2005年10月23日に1000万円を貸し付けた、(2)その際返済期限を2015年10月23日とした、(3)訴え提起日は2016年4月2日であり、返済期限が到来していることは明らかである、(4)よって1000万円の支払を求める、と主張した。</p> <p>これに対し、Bは、①1000万円を受け取ったことはない、②仮に1000万円を受け取ったとしてもそれは贈与として貰ったものだ、③仮に1000万円の借金があるとしても、自分はAに対して売掛債権1000万円を有しているのだからこれと相殺する、と主張した。AはBのこれらの主張を何れも争うと応答した。</p> <p>裁判所は、被告の①②の主張については審理せず、③について証拠調べをした上、BのAに対する1000万円の売掛債権の存在は明らかであるので、仮にA主張の通りAがBに対して1000万円の貸金債権を有しているとしても、Bによる相殺によりAの債権は消滅したことになるとして、Aの請求を棄却する旨の判決を出した。</p> <p>この判決には問題はあるか、あるとすればどのような問題があるか、丁寧に説明しなさい。なお、利息や訴訟費用の点は考慮しなくてよい。</p>
		問題	<p>第2問 甲土地については、BからCへ売買を原因として、CからYへ相続を原因として、所有権移転登記が経由されている。Xは、甲土地についての2分の1の共有持分に基づき、Yに対して、真正の登記名義の回復を原因とするXへの2分の1の共有持分移転登記手続を求め、本訴を提起し、請求原因事実として、甲土地はXの父Aが生前Bから売買により所有権を取得したが、税務署や債権者から差押えられるのを避けるため、次男であるC名義で登記したものであり、Aの死亡により、自分は甲土地につき2分の1の共有持分を相続した、と主張した。これに対し、Yは、本件土地をBから買得したのは自分の夫Cであり、Cの死亡により自分が甲土地の所有権を相続した、と主張した。裁判所は、甲土地をBから買得したのはAであり、その当時Cは親元を離れていたが、後に実家に戻って家業の材木業を手伝うようになり、次第にAの後継者としての地位を固め、Aも「自分の跡継ぎはCや」と周囲に公言していたとの事実を証拠から認定したうえ、Aは甲土地の所有権をCに生前贈与したと認められるとして、Xの請求を棄却した。</p> <p>この裁判所の措置の可否を検討しなさい(なお、解答に当たり、Aの相続人はXとCだけであることを前提とすること)。</p>
		出題の意図	<p>第1問 相殺の抗弁の特殊性について、その理由を含め、基本的な理解を問うものである。</p> <p>第2問 弁論主義の第1テーゼおよび要件事実についての理解を問うものである。</p>

平成29年度大学院法学研究科博士課程前期課程入学試験(研究者コース・専修コース) 問題と出題の意図

【専攻科目】

2月	労働法	問題	<p>第1問 東京に本店があり、全国に支店のあるA社の就業規則には、「会社は、業務の必要性があれば転勤を命じることができる」という規定がある。もっとも、実際の運用においては、強制的な転勤は、従業員のモチベーションにマイナスに影響することから、できるだけ本人の意向を尊重するという方針にしていた。</p> <p>A社に勤務するBは、転勤に関する意向を会社から聞かれるたびに、自分は一人っ子であり、両親もかなり高齢なので、勤務地を神戸市灘区にある自宅からの通勤時間が2時間以内の支店にしてもらいたいという希望を出していた。会社も、Bの希望を尊重して、入社以来10年間の転勤は、いずれも自宅からの通勤時間が2時間以内の支店としていた。</p> <p>A社は、入社から10年が経過したBは、将来の幹部候補として、会社のいろいろな部署を経験してもらう必要があると考えて、Bの勤務地を東京本店とすることを決定した。ところが、ちょうどその当時、Bの父は、体調がすぐれず入退院を繰り返しており、また母もリウマチのため運動に支障があったため、Bは、この会社の決定を聞いたとき、以上の両親の健康状況を説明して、東京への転勤はやめてほしいと頼んだ。しかし、A社は、従業員の個人的な要望をいちいち聞くわけにはいかないとして、正式に転勤命令を発したところ、Bはこの転勤命令に従わず、これまでの勤務地である三宮支店での就労を強行しようとした。</p> <p>A社は、「業務命令に正当な理由なく従わないこと」を懲戒解雇事由とする規定に基づき、Bを懲戒解雇処分とすることとした。この懲戒処分の有効性について論じよ。</p>
			<p>第2問 採用の自由の根拠と限界について論じよ。</p>
		出題の意図	<p>第1問 企業の人事権(ここでは配転権と懲戒権)の限界という、労働契約論の基本的な論点についての理解を問うた問題である。</p>
			<p>第2問 労働法上の基本理念である採用の自由に関して、どこまで自分で論点をみつけ、それについて検討できるかを問うた問題である。</p>

平成29年度大学院法学研究科博士課程前期課程入学試験(研究者コース・専修コース) 問題と出題の意図

【専攻科目】

9月	国際私法	問題	<p>第1問 日本の酒造会社Yは、甲国商社Xとの間で、特定品質の日本酒の売買契約を、FOB横浜条件で締結した。しかし、到着した貨物の大半は契約条件に合致しない低品質のものであったため、Xは、債務不履行を理由に、Yを被告とする損害賠償請求訴訟を甲国裁判所に提起した。訴状は、両国が加盟する条約に従い、翻訳文を付けて適法にYに送達されたが、Yは応訴せず、甲国裁判所はXの請求を認容する判決を下した。本件契約中には甲国法を準拠法とする条項があるが、合意管轄条項や仲裁条項はない。また、甲国訴訟法上、判決言渡後2週間以内であれば控訴が可能であるが、Yは控訴しなかった。</p> <p>(1) Yが賠償金の支払いに応じない場合、Xは、当該判決を日本で執行することができるか。なお、両当事者は、いずれも本拠地国外に資産や営業所を有しない。また、甲国法は、日本法とほぼ同様の要件のもとに外国判決の承認・執行を認めていると仮定せよ。</p> <p>(2) Y側は、具体的証拠をあげて、当該判決には事実認定の誤りがあり、日本で執行できないと主張している。このような主張は認められるか。</p> <p>(3) 甲国裁判所で訴訟が係属しているが、未だ判決が下されていない段階において、XがYに対し、日本の裁判所で、同一原因に基づく損害賠償請求訴訟を提起した場合、日本の裁判所はこれを却下すべきか。</p>
			<p>第2問 準拠法を選択する際に生じる「法律関係の性質決定」とはどのようなプロセスであるかについて、「法の適用に関する通則法」の具体的な条文を取り上げて、それに関連する具体例を設定して説明しなさい。</p>
		出題の意図	<p>第1問 小問(1)は、民訴法118が規定する、外国判決承認要件としての間接管轄要件、送達要件、相互保証要件の解釈・適用のあり方を問う問題である。とりわけ、契約中のFOB条件が管轄判断にどのような影響を及ぼすかが検討されなければならない。小問(2)においては、実質的再審査禁止要件の法文上の根拠をあげて、これを正確に適用することが求められる。小問(3)は、小問(1)で検討された外国判決の承認可能性と、日本における国際訴訟競合の規律が、どのような関係に立つかを問っている。</p>
			<p>第2問 国際私法において長く議論が行われてきた「法律関係の性質決定」がどのような意義を有するプロセスであるのかを解答者が正確に理解しているか否かを確認し、国際私法を専攻として大学院で研究を行う基礎力を有しているのかを確認することを目的とする。</p>

平成29年度大学院法学研究科博士課程前期課程入学試験(研究者コース・専修コース) 問題と出題の意図

【関連科目(専門科目)】

9月	国際私法	問題	<p>第1問 甲国人男性Aは、甲国人女性Bと婚姻して甲国で暮らしていたが、20年前に離婚して来日し、その後、日本において、日本人女性Yと同棲していた。甲国国際私法は、相続・遺言の問題につき、被相続人の住所地法を適用するものとして、以下の問いに答えなさい。</p> <p>(1)Aは、自らの財産を全てYに相続させる旨の遺言書を作成した後、日本において死亡した。ABの子である甲国在住甲国人男性Xが、日本において当該遺言書の方式的有効性を争う場合、それはいずれの国の法によって判断されるか。</p> <p>(2)Xが、日本の裁判所でYを被告とする訴えを提起し、遺留分減殺を請求する場合、日本の裁判所はこれについて国際裁判管轄を有するか。また、遺留分減殺の請求はいずれの国の法によって判断されるか。</p> <p>(3)Aは相続人がなく、遺言書もなかった場合に、Yが、生前Xの療養看護に努めていたことを理由として、相続財産の分与を請求した場合、この請求はいずれの国の法によって判断されるか。</p>
			<p>第2問 法の適用に関する通則法(以下、通則法)7条はどのような場合に適用されるか。具体的な事例を設定した上で、通則法8条との関係にも注意しながら説明しなさい。</p>
		出題の意図	<p>第1問 小問(1)においては、遺言の方式の準拠法につき、遺言の方式の準拠法に関する法律に照らして解答することが求められる。小問(2)は相続関係事件の国際裁判管轄と準拠法を問う問題であり、後者については、甲国法からの反致についても検討しなければならない。小問(3)においては、特別縁故者への財産分与をどう法性決定すべきかが問われる。</p>
			<p>第2問 法の適用に関する通則法7条の規定に対する理解を具体例の設定等を含めて問うことによって、最近における国際契約で頻繁に行われる当事者による準拠法の選択について、基礎的な理解と関心とがあるかどうかを確認する問題である。</p>

平成29年度大学院法学研究科博士課程前期課程入学試験(研究者コース・専修コース) 問題と出題の意図

【関連科目(専門科目)】

9月	国際取引法	問題	<p>第1問 次の条項はどのような契約においてどのような目的のために定められるかについて、説明しなさい。</p> <p>「この契約からまたはこの契約に関連して、当事者の間に生ずることがあるすべての紛争、論争または意見の相違は、一般社団法人日本商事仲裁協会の商事仲裁規則に従って、神戸において仲裁により最終的に解決されるものとする。」</p>
			<p>第2問 日本会社が、甲国会社との契約交渉において、甲国裁判所の専属管轄を定めた条項の採用を提案され、それに応じた場合、日本会社にとってどのようなメリット・デメリットがありうるかを説明しなさい。なお、両会社とも、本拠地(設立地)国以外には営業所や資産をもたないものとする。</p>
		出題の意図	<p>第1問 近時、国際取引契約において頻繁に用いられる仲裁合意条項のサンプル(日本商事仲裁協会のモデル条項)を提示し、それがどのようなものであるかを問うことで、解答者の国際取引法に関する基本的な知識・理解力と、現実への関心について確認するための問題である。</p>
			<p>第2問 本問は、紛争解決地を固定することに伴うメリット・デメリットという観点から、契約書中に専属管轄条項をおくことの意義や、それがもたらす直接的・間接的効果について検討し、説明することを求める問題である。</p>

平成29年度大学院法学研究科博士課程前期課程入学試験(研究者コース・専修コース) 問題と出題の意図

【関連科目(専門科目)】

9月	憲法	問題	<p>第1問 次の中から一つを選んで、それについて説明しなさい</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 摂政と国事行為臨時代行 2. 内閣総理大臣による行政各部への指揮監督と指導・助言等の指示 3. 法律上の争訟と部分社会の法理
		問題	<p>第2問 以下の文章を読んで、(1)(2)のそれぞれについて答えなさい</p> <p>A市のB公園では、201X年以降、毎夜、暴走族が、特攻服と呼ばれる服を着用し、顔面の全部若しくは一部を覆い隠し、円陣を組み、旗を立てる等威勢を示す行為をおこなっていた。このような暴走族の活動に対し、不安、恐怖感を覚えた地域の住民等は、憩いの場所であった公園に立ち入ることができなくなり、何とかしてほしいとの苦情を、A市に多数寄せるようになった。そこで、A市は、「公共の場所において、公衆に不安又は恐怖を覚えさせるような集会」を行った者は、6月以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する旨を定めた暴走族追放条例を制定した。暴走族を事実上支配する地位にあったXは、条例制定後も上記のような活動を止めることはなく、B公園において、他の暴走族の構成員とともに、円陣を組み、威勢を示す活動を続けていたところ、上記条例違反の罪に問われ、逮捕・起訴された。なお、当該条例については、平和を訴える手段としての表現行為のなかには、骸骨や髑髏をプリントしたシャツを着用するなど、一見それを見る者に不安感や恐怖感をもたらすものもありうるとして、暴走族が周辺住民に不安・恐怖を与える行為以外の活動も委縮してしまうのではないかという批判もあった。</p> <p>(1)あなたがXの刑事裁判において、Xの弁護士として選任された場合、Xを無罪とするために、どのような憲法上の主張をおこないますか。</p> <p>(2)(1)の憲法上の主張に対して、あなたが裁判官であるとすれば、どのように判断しますか。(1)の弁護士の主張に対する検察官の反論も想定しつつ答えなさい。</p>
		出題の意図	<p>第1問 憲法学における統治機構論の分野に関して、基本的理解の有無を問う問題である。</p> <p>第2問 憲法学における人権論の分野に関して、基本的知識を有しているかどうか、および、基礎的な事例に即して、基本的知識の当てはめができるかどうかを問う問題である。</p>

平成29年度大学院法学研究科博士課程前期課程入学試験(研究者コース・専修コース) 問題と出題の意図

2月	憲法	問題	<p>第1問 次の中から一つの争点を選んで、現在の学説状況について説明しなさい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 衆議院の解散権の所在と限界 2. 「全国民の代表」の意味 3. 違憲判決の効力
			<p>第2問 以下の文章を読んで、(1)と(2)のそれぞれについて説明しなさい。</p> <p>医薬品は副作用等のリスクを併せ持つから、その販売にあたっては、販売者から消費者に常に対面による適切な情報提供が必要であるとして、国会は、対面によらないインターネットを通じた医薬品の販売を一律に禁止する薬事法の改正をおこなった。薬事法の改正前にインターネットを通じた郵便等販売を行っていた事業者であるX株式会社は、インターネットによる医薬品の販売を禁止する新薬事法は、違憲なものであって無効であると主張して、国を相手に、新薬事法の規定にかかわらず医薬品のインターネット販売をすることができ権利ないし地位を有することの確認等を求める訴訟を提起した。</p> <p>(1)あなたがXから相談を受けた弁護士であるとして、どのような憲法上の主張をするようにアドバイスしますか。</p> <p>(2)(1)の憲法上の主張に対して、あなたが裁判官であるとすれば、どのように判断しますか。</p>
		出題の意図	<p>第1問 憲法学における統治機構論の分野に関して、基本的知識を問う問題である。</p>
			<p>第2問 憲法学における人権論の分野に関して、基本的知識を有しているかどうか、および、基礎的な事例に即して、基本的知識の当てはめができるかどうかを問う問題である。</p>

平成29年度大学院法学研究科博士課程前期課程入学試験(研究者コース・専修コース) 問題と出題の意図

【専攻科目】

9月	行政法	<p>問題</p> <p>第1問 Xは、砂、砂利の採取及び販売、採石業等を営むことを目的とする株式会社である。Xは、Y県A町内に所在する土地(以下「本件採石場」という。)において採石事業を営むことを計画し、本件採石場の土地所有者らとの間で採石権設定契約を締結した。本件採石場地先の海岸では、アオサノリの養殖が行なわれており、養殖に従事する漁業者Zらは、採石工事による泥水流入により養殖事業へ悪影響が出ることを懸念し、Xによる採石事業に反対している。</p> <p>Xは、Zらを含むA町の住民に対して何度か説明会を行い、泥水処理計画、採掘方法、泥水流出防止対策などについて万全を期している。養殖事業に対する悪影響は生じないこと、万が一採石によって養殖事業に損害が生じた場合には、補償を行う旨を説明したが、Zらの納得は得られておらず、XとZらとは紛争状態にある。</p> <p>このような中、Xは、Y県知事に対し、本件採石場において岩石の採取を行うため、採石法33条の規定に基づく岩石採取計画の認可の申請をした(以下「本件申請」という。)。これに対し、Zらは、本件申請を絶対に認可してはならない旨、Y県知事に陳情を行った。</p> <p>以上の事案について、次の設問(1)～(3)に答えなさい((1)～(3)に示された事実関係は、それぞれ独立のものとする)。なお、採石法の関係する規定を、設問の後に掲げてあるので、適宜参照しなさい。</p> <p>[設問]</p> <p>(1) Y県知事は、本件申請を認可することにより、XとZらとの対立を煽り、両者の紛争を激化させることを懸念している。このような場合において、Y県知事は、Xに対し、Zらとの紛争を話し合いにより円満に解決するように行政指導をし、その間、本件申請に対する処分を留保することは許されるか。申請に対する処分を留保すること(申請に対して直ちに処分をしないこと)にどのような法的問題があるかを一般論として示したうえで、検討しなさい。</p> <p>(2) 本件申請がされた直後に、本件採石場の周辺において反対のビラ配りを行っていたZらに対し、Xの従業員が言いがかりをつけ、両者が激高してつかみ合いとなり、警察に通報されるという事件が生じた。この事件を重く見たY県知事が、このまま本件申請を認可し、採石工事が始まると、XとZらとの間の紛争が激化し、最悪の場合には傷害事件に発展する可能性が高いと考え、採石法33条の4に規定する「当該申請に係る採取計画に基づいて行なう岩石の採取が他人に危害を及ぼす」と認められるという不認可事由に該当するとして、本件申請を不認可とすることは適法か。採石法33条の4の趣旨を踏まえて、検討しなさい。</p> <p>(3) Y県知事は、本件申請を不認可とする処分を行った(以下「本件不認可処分」という。)。Xに交付された「不認可処分通知書」の「処分理由」欄には、「採石法第33条の4の不認可事由に該当する。」とのみ記載されていた。本件不認可処分の手続法上の違法性について検討しなさい。</p>
----	-----	--

平成29年度大学院法学研究科博士課程前期課程入学試験(研究者コース・専修コース) 問題と出題の意図

9月	行政法	問題	<p>○採石法 (目的) 第1条 この法律は、採石権の制度を創設し、岩石の採取の事業についてその事業を行なう者の登録、岩石の採取計画の認可その他の規制等を行ない、岩石の採取に伴う災害を防止し、岩石の採取の事業の健全な発達を図ることによつて公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。 (採取計画の認可) 第33条 採石業者は、岩石の採取を行おうとするときは、当該岩石の採取を行う場所(以下「岩石採取場」という。)ごとに採取計画を定め、当該岩石採取場の所在地を管轄する都道府県知事(……)の認可を受けなければならない。 (採取計画に定めるべき事項) 第33条の2 前条の採取計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 岩石採取場の区域 二 採取をする岩石の種類及び数量並びにその採取の期間 三 岩石の採取の方法及び岩石の採取のための設備その他の施設に関する事項 四 岩石の採取に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項 五 前各号に掲げるもののほか、経済産業省令で定める事項 <p>(認可の申請) 第33条の3 第33条の認可を受けようとする採石業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二 登録の年月日及び登録番号 三 採取計画 <p>2 前項の申請書には、岩石採取場及びその周辺の状況を示す図面その他の経済産業省令で定める書類を添附しなければならない。 (認可の基準) 第33条の4 都道府県知事は、第33条の認可の申請があつた場合において、当該申請に係る採取計画に基づいて行なう岩石の採取が他人に危害を及ぼし、公共の用に供する施設を損傷し、又は農業、林業若しくはその他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反すると認めるときは、同条の認可をしてはならない。</p>
			<p>第2問 行政事件訴訟法における抗告訴訟と当事者訴訟の関係について、両者の役割分担が問題になりうる例を一つまたは複数あげた上で、論じなさい。</p>
		出題の意図	<p>第1問 行政法総論の基本的な論点を理解しているかどうかを、個別法の条文及び具体的事例に即して問うものである。</p> <p>第2問 行政事件訴訟法における抗告訴訟と当事者訴訟の関係について考えさせることによって、両訴訟の意義と役割分担に関する基本的な理解と論述能力を問うものである。</p>

平成29年度大学院法学研究科博士課程前期課程入学試験(研究者コース・専修コース) 問題と出題の意図

【関連科目(専門科目)】

2月	行政法	<p>問題</p> <p>第1問 (ア)及び(イ)の問いの両方に答えなさい。 ア)以下の(1)(2)のいずれか一方を選択して答えなさい。 (1)私人が公権力を行使している(又はそのように考える余地がある)事例を1つ以上あげて、その場合にどのような法律問題が生じるか、検討しなさい。 (2)行政法理論上の法規命令(委任命令)と行政規則(内部基準)の区別について説明しなさい。その上で、「この両者の区別が相対化している」という命題の当否について検討しなさい。</p> <p>イ)以下の(1)(2)の両方に答えなさい。 (1)自主条例(並行条例)と委任条例の区別について説明しなさい。 (2)A市は「A市職員の懲戒に関する条例」(以下「本件条例」という。)を制定した。本件条例には「A市職員が飲酒運転(酒気帯び運転及び酒酔い運転のことをいう。)をした場合は、原則として懲戒免職とする」という趣旨の規定があった(以下「本件規定」という。)。本件条例及び本件規定にはどのような法律問題があるか、検討しなさい。</p> <p><参考法令> <地方公務員法> (懲戒) 第二十九条 職員が次の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。 一 この法律……又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合 三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合 2、3(略) 4 職員の懲戒の手續及び効果は、法律に特別の定がある場合を除く外、条例で定めなければならない。</p>
----	-----	---

平成29年度大学院法学研究科博士課程前期課程入学試験(研究者コース・専修コース) 問題と出題の意図

2月	行政法	問題	<p>第2問</p> <p>Y県は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「法」という。)4条2項2号及び同法施行令6条の規定を受けて、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(以下「条例」という。)を制定・施行し、その2条において、風俗営業の営業所の設置を制限する地域を定めている。</p> <p>Aは、Y県内に所在する自己所有地(以下「本件敷地」という。)において、法2条1項4号所定のぱちんこ屋の営業所を開設することを計画し、Y県公安委員会に法3条1項の許可の申請をしたところ、Y県公安委員会はこれを許可した(この許可を以下「本件許可」という。)。ところが、本件敷地は、その一部が条例2条1項1号所定の住居地域(以下「本件住居地域」という。)にはみ出るとともに、本件敷地から約65メートルの距離に同項3号エ所定の診療所(以下「本件診療所」という。)が存在していた。</p> <p>以上の事案について、以下の設問に答えなさい。なお、後掲の【資料 関係法令】を適宜参照しなさい。</p> <p>〔設問〕</p> <p>1. 本件許可の取消訴訟の被告適格を有する者の名称を、行政事件訴訟法の適用条文とともに答えなさい。</p> <p>2. 次の(1)のX及び(2)のZが、それぞれ本件許可の取消訴訟の原告適格を有するかどうかについて、最高裁判所の判例を踏まえて、検討しなさい。</p> <p>(1)本件敷地から約30メートルの距離かつ本件住居地域内に居住するX</p> <p>(2)本件診療所の開設者である医師Z</p>
----	-----	----	--

平成29年度大学院法学研究科博士課程前期課程入学試験(研究者コース・専修コース) 問題と出題の意図

2月	行政法	問題	<p>【資料 関係法令】</p> <p>○ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)(抜粋)</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 1 この法律は、善良の風俗と清浄な風俗環境を保持し、及び少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため、風俗営業及び性風俗関連特殊営業等について、営業時間、営業区域等を制限し、及び年少者をこれらの営業所に立ち入らせること等を規制するとともに、風俗営業の健全化に資するため、その業務の適正化を促進する等の措置を講ずることを目的とする。</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第二条 1 この法律において「風俗営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 まあじやん屋、ぱちんこ屋その他設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業</p> <p>五 (略)</p> <p>2～13 (略)</p> <p>(営業の許可)</p> <p>第三条 1 風俗営業を営もうとする者は、風俗営業の種別(前条第一項各号に規定する風俗営業の種別をいう。以下同じ。)に応じて、営業所ごとに、当該営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)の許可を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(許可の基準)</p> <p>第四条 1 (略)</p> <p>2 公安委員会は、前条第一項の許可の申請に係る営業所につき次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、許可をしてはならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 営業所が、良好な風俗環境を保全するため特にその設置を制限する必要があるものとして政令で定める基準に従い都道府県の条例で定める地域内にあるとき。</p> <p>三 (略)</p> <p>3、4 (略)</p> <p>○ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(昭和59年政令第319号)(抜粋)</p> <hr/> <p>(風俗営業の許可に係る営業制限地域の指定に関する条例の基準)</p> <p>第六条 法第四条第二項第二号の政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 風俗営業の営業所の設置を制限する地域(以下この条において「制限地域」という。)の指定は、次に掲げる地域内の地域について行うこと。</p> <p>イ 住居が多数集合しており、住居以外の用途に供される土地が少ない地域(以下「住居集合地域」という。)</p> <p>ロ その他の地域のうち、学校、病院その他の施設でその利用者の構成その他のその特性に鑑み特にその周辺における良好な風俗環境を保全する必要がある施設として都道府県の条例で定めるもの(以下「保全対象施設」という。)の周辺の地域</p> <p>二 前号ロに掲げる地域内の地域につき制限地域の指定を行う場合には、当該保全対象施設の敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含む。)の周囲おおむね百メートルの区域を限度とし、その区域内の地域につき指定を行うこと。</p> <p>三 前二号の規定による制限地域の指定及びその変更は、風俗営業の種類及び営業の態様、地域の特性、保全対象施設の特性、既設の風俗営業の営業所の数その他の事情に応じて、良好な風俗環境を保全するため必要な最小限度のものであること。</p> <p>○ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和59年Y県条例第44号)(抜粋)</p>
----	-----	----	--

平成29年度大学院法学研究科博士課程前期課程入学試験(研究者コース・専修コース) 問題と出題の意図

2月	行政法	問題	<p>(用語の意義) 第1条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 (略) 二 住居専用地域 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域をいう。 三 住居地域 都市計画法第8条第1項第1号に規定する第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域をいう。 四、五 (略) (風俗営業の許可に係る営業制限地域) 第2条 1 法第4条第2項第2号の規定による条例で定める営業所の設置を制限する地域は、次のとおりとする。 一 住居専用地域及び住居地域(神奈川県公安委員会規則(以下「規則」という。)で定める風俗営業の種類に応じて定める地域を除く。) 二 学校(大学を除く。)の敷地(その用に供するものと決定した土地を含む。)の周囲100メートル以内の地域 三 次に掲げる施設の敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含む。以下この号において同じ。)の周囲70メートル以内の地域 ア 学校(大学に限る。) イ 図書館 ウ 児童福祉施設 エ 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所(患者を入院させるための施設を有するものに限る。) 2 (略)</p>
		出題の意図	<p>問1(ア)「私人による公権力の行使」及び「法規命令と行政規則の区別」という行政法総論上の基本的な知識と概念についての理解を問う問題である。いずれか一方について検討することを求めたものである。</p> <p>問1(イ) 自主条例と委任条例の区別を踏まえた上で、地方公務員法上の懲戒処分の基準について議会が条例を定めた場合、その法的性質をどのように理解すべきかについて検討することを求めたものである。</p> <p>問2 取消訴訟の当事者適格に関する基礎的な理解を問う問題。最高裁判所の判例を踏まえて、具体的な事例に即した検討をすることが求められている。</p>

平成29年度大学院法学研究科博士課程前期課程入学試験(研究者コース・専修コース) 問題と出題の意図

【関連科目(専門科目)】

9月	刑法	問題	第1問 刑事未成年者(刑法41条)を利用した間接正犯について、それが問題となりうる具体例を示した上で、その成否を説明しなさい。
			第2問 Xは、自己名義の預金口座を開き、預金通帳を受け取ることを目的として、営業時間中A銀行B支店を訪れた。窓口係員Cに対して、本人確認のため自己の運転免許証を見せるなどして、Xを名義人とする預金口座を開き、Cから預金通帳を受け取った。もっとも、Xには、今後自分が銀行との間で預金等の取引をするつもりはなかったのであり、Xは、その預金通帳を第三者に売り渡して利用させることを意図していたのだった。A銀行は、預金通帳を名義人以外の第三者に譲渡等することを禁じており、Cは、Xの意図を知っていたならば、上記預金口座の開設や預金通帳の交付に応じることはなかった。Xの罪責を論じなさい(特別法違反を除く)。
		出題の意図	第1問 刑事未成年者を利用した犯行における間接正犯の成否を問うものである。適切な事例を示すと共に、刑法41条の趣旨を踏まえつつ、利用者の正犯性(支配性)が、是非弁別能力の有無、強制状態の有無などに依存することを説明すること、あるいは、共謀共同正犯や教唆犯として扱う可能性を踏まえつつ、区別の基準として説明することが望まれる。
			第2問 本問では、銀行において、自己名義の預金口座を開設し、預金通帳を受け取ることが、第三者にその預金通帳を売り渡す意図であるときには、詐欺罪を構成するかについて、詐欺罪において必要とされる法益侵害の意義を明らかにし、財物や欺く行為等の要件の内容を示して、論じることなどが求められる。

平成29年度大学院法学研究科博士課程前期課程入学試験(研究者コース・専修コース) 問題と出題の意図

【専攻科目】

9月	刑事訴訟法	問題	第1問 弁護士のXは、知人のAから100万円をだまし取ったという、詐欺の事実により逮捕され、検察官Pに送致された。捜査の結果、XがAから受け取っていた100万円を自分で使ってしまったのは確かだが、それは、Aが抱えていた離婚案件の処理に必要な費用の前払いとして預かっていたものを、自己の目的に費消したものであったことが判明した。この時Pが、Xについて業務上横領の被疑事実により勾留請求することは許されるか。刑事訴訟法上問題となりうる点を挙げて論じなさい。
			第2問 任意になされたものでない疑いがあるために証拠能力を否定すべき自白(いわゆる「不任意自白」)の内容を手掛かりとして獲得された証拠(いわゆる「不任意自白の派生証拠」)の証拠能力について、具体例を挙げて論じなさい。
		出題の意図	第1問 具体的な設例をもとに、逮捕前置主義の意義およびその適用のあり方について論じることを求めることによって、捜査法に関わる基本的な概念の理解の正確性およびその定着度をはかる問題である。
			第2問 不任意自白の派生証拠の証拠能力について論じることを求めることによって、自白法則それ自体についてのもを含む、証拠法に関わる基本的な概念の理解の正確性およびその定着度をはかるとともに、発展的な論点の理解度をもはかる問題である。

平成29年度大学院法学研究科博士課程前期課程入学試験(研究者コース・専修コース) 問題と出題の意図

【専攻科目】

9月	ロシア法	問題	<p>第1問 ロシアにおける立憲主義というテーマで、ソ連時代と現代ロシアを念頭において、自由に論じなさい。</p> <p>第2問 以下の問いからひとつを選択して論じなさい。 (1)ソ連解体後の現代ロシアにおける私有化について論じなさい。 (2)現代ロシアにおける刑事法改革(実体法・手続法)について、ソ連時代との異同がわかるように論じなさい。 (3)ロシア以外の旧ソ連諸国における人権問題について、自由に題材を設定して論じなさい(扱う国は単数でも複数でもよい) (4)2014年に起きたロシアによるクリミア編入について法的側面(国内法・国際法)から論じなさい。</p>
		出題の意図	<p>現代ロシア法の基礎知識について、ソ連時代からの変化を念頭に置いて問うことを意図している。受験者は、直近のロシア法に関する枝葉末節の知識よりも、大きな歴史的流れの中でのロシア法の特徴についての理解が基本的素養として求められる。その際、第1問については、必答形式での総論的問題を扱っており、第2問については受験者の関心領域に応じた選択式の個別問題を扱っている。</p>

平成29年度大学院法学研究科博士課程前期課程入学試験(研究者コース・専修コース) 問題と出題の意図

【専攻科目】

9月	国際法	問題	第1問 国際司法裁判所における仮保全措置(暫定措置)命令の法的拘束力について説明しなさい。□
			第2問 外交的保護請求の要件について説明しなさい。
		出題の意図	第1問 国際裁判手続に関する基本的な知識を確認する設問である。
			第2問 伝統的国際法の基本原則に関する知識を確認する設問である。

平成29年度大学院法学研究科博士課程前期課程入学試験(研究者コース・専修コース) 問題と出題の意図

【専攻科目】

9月	国際関係論	問題	第1問 同盟(alliance)に関する理論研究について、その発展を論じ、具体的な事例にどのように応用できるのか論じてください。
			第2問 ①多角主義(multilateralism)と単独主義(unilateralism)、②多国間主義(multilateralism)と二国間主義(bilateralism)の違いと理論上の対立について、わかりやすく説明をしてください。
		出題の意図	第1問 いわゆる同盟(alliance)に関する理論研究のサーベイを求めるものである。同盟は安全保障論のテーマではあるが、国際関係論の教科書で必ずカバーされ、巻き込まれる恐怖や見放される恐怖といった概念は基礎的知識として習熟するはずである。安全保障分野を専門としない学生でも、一定量の論述ができるのが望ましい。
			第2問 多角主義ないし多国間主義(multilateralism)、単独主義(unilateralism)、二国間主義(bilateralism)の違いと理論上の対立を論じさせるもので、いわゆる制度論からの問いである。研究者を志望するものは、こういった概念の違いを論述することができる力量を示してほしいと考え、出題を行った。

平成29年度大学院法学研究科博士課程前期課程入学試験(研究者コース・専修コース) 問題と出題の意図

【関連科目(専門科目)】

9月	国際関係論	問題	第1問 伝統的戦争と対比させる形で「新しい戦争」の特徴を明らかにしたうえで、国際社会による対応の変化について述べなさい。
		問題	第2問 国際関係論の主要な変数である「パワー」、「利益」、「規範」のいずれか、あるいはこれらの変数を組み合わせることによって、1990年代以降の東アジアにおける大国間関係について論じなさい。
9月	国際関係論	出題の意図	第1問 現代の戦争・武力紛争の特徴について、メアリー・カルドアらによって提示された「新しい戦争」(文民の死者の多さ、戦闘員・非戦闘員の区別の困難、戦争の民営化、集団間でのアイデンティティの操作など)の概念について問う基礎的な問題である。戦争の性質の変化とともに、軍備管理・軍縮のあり方、文民の保護への焦点化、PKOの任務の変化などがみられている。
		出題の意図	第2問 国際関係論の基本的な概念を用いて、中国の台頭などにより大国間で大きな秩序変化のみられる東アジアにおける国際政治を説明するものである。一般には大国間の「パワー」の変動を軸に説明する論者が多いが、異なる利益や共通の利益の有無がどう影響するのか、また共有された規範の有無がどのように影響するのかについて、複合的な説明を行ってもよい。概念を適切に用いていれば自由に論じて構わない。
2月	国際関係論	問題	第1問 国際関係論の議論に基づいて、いわゆる内戦がどうして起こり、いかに国際社会がそれに対応できるかを論じなさい。
		問題	第2問 国際協力を説明する理論を複数挙げて、どのような考え方があるのかを簡単に説明しなさい。その上で、列挙した理論の有効性と限界を議論しなさい。
2月	国際関係論	出題の意図	第1問 国際関係論で内戦をどのように説明し、内戦に対して国際社会がどのように対応するべきと論じられているのかを問う質問である。国際社会の対応については、保護する責任といったキーワードが挙げられ、説明されるとよいだろう。
		出題の意図	第2問 国際協力は国際関係論の中心的な議論であり、機能主義といった古典的な議論も含め、理論は数多い。他方、EUの動揺のように既存の理論が説明力を失いつつある点もあり、限界として指摘できるだろう。

平成29年度大学院法学研究科博士課程前期課程入学試験(研究者コース・専修コース) 問題と出題の意図

【関連科目(専門科目)】

9月	政治学	問題	以下の2問の全てに解答せよ。なお、解答の順序はいずれから始めても構わないが、その解がどの問いに対する解答なのかを明示すること。 第1問 J. A. シュンペーター、ロバート・ダールの民主主義理論を詳述した上で、それに対する様々な批判を詳述せよ。
		問題	第2問 ロールズの平等論と潜在能力アプローチの意義や限界について、潜在能力アプローチ内部の下位類型相互の差異にも留意しながら可能な限り詳しく比較せよ。
		出題の意図	第1問・第2問 政治学の重要問題に関する、最も基本的で重要な理論家や概念等に関し、第一に、個々の理論家や概念に即しながら、正確な知識が身に付いているか否かを考査する。同時に、そうした個別的知識を複数個組み合わせた、より大きな問題に対する解答を求めることにより、政治学のより全体的な言説構造の理解が的確なものであるか否かを考査する。

平成29年度大学院法学研究科博士課程前期課程入学試験(研究者コース・専修コース) 問題と出題の意図

【専攻科目】

9月	日本政治 外交史	問題	第1問 戦前期(20世紀以降)における日本外交を振り返り、その成功と失敗の部分を根拠とともに示した上で、総合的に評価せよ。
		問題	第2問 アメリカによる日本占領政策が終了した後の1950年代(1952～1959年)の日米関係について、主要な論点を列挙した上で、それぞれについて詳しく説明せよ。なお、この際、当該時期における両国の国内情勢についても触れよ。
		出題の意図	第1問 幅広く戦前の日本外交について問うことによって、この時期に関する知識と理解力を問う。また総合的な評価を行うことにより、どのような歴史認識を全般的に有しているかについても知ることが可能となる。
			第2問 日本が独立を回復した時期は、国際政治が大きく様変わりしつつあった時代と重なったがゆえに、日本は様々な挑戦を突き付けられた。その中でもとりわけ重要な課題は、国際社会への復帰を果たすなかでのアメリカとの関係構築にあった。これを踏まえ、政治経済のみならず、安全保障に関する知識を1950年代の日米関係の文脈から問う。また当時の日米両国の国内政治情勢に関する理解度も測る。
2月	日本政治 外交史	問題	第1問 戦前期におけるアメリカでのいわゆる移民問題(排日運動)の概要を説明したのち、同問題が日米関係に及ぼした影響について述べよ。
		問題	第2問 戦後日本において優れた「政治手腕(内政)」および「外交政策」という観点からそれぞれ任意の首相を一人ずつ選び、根拠を示しつつその理由を説明せよ。なお、各カテゴリにおいて別々の人物を選ぶこと。
		出題の意図	第1問 戦前期の日米関係において中国問題と並んで重要な懸案事項となった移民問題に関する理解を問う。
			第2問 戦後の日本の政治、そして外交政策に対する基本的な理解を首相のリーダーシップという観点から問う。

平成29年度大学院法学研究科博士課程前期課程入学試験(研究者コース・専修コース) 問題と出題の意図

【関連科目(専門科目)】

9月	日本政治 外交史	問題	第1問 戦前期の日本において優れた「政治手腕」および「外交政策」という観点からそれぞれ任意の人物を一人ずつ選び、根拠を示しつつその理由を説明せよ。なお、各カテゴリにおいて別々の人物を選ぶこと。
			第2問 1972年5月の沖縄返還へと至る日米両国の外交プロセスについて主要な出来事を挙げつつ説明せよ。なお、この際、アメリカ政府における組織間対立についても言及すること。
		出題の意図	第1問 任意の任意を選び、適宜評価することによって戦前日本の政治外交に関する全般的な知識を問う。政治と外交に分けることにより、双方の領域に対する理解力を測る。
			第2問 戦後の日米関係において沖縄返還は重大な歴史的イベントだった。だが、その実現までには様々な難題が外交交渉によって解決されなければならなかった。こうした重要な日米関係的一幕に関する知識を問うと同時に、返還を困難にしたアメリカ政府内における当時の対立要因の理解力を測る。

平成29年度大学院法学研究科博士課程前期課程入学試験(研究者コース・専修コース) 問題と出題の意図

【専攻科目】

9月	政治過程論	問題	第1問 選挙制度と政党システムの関係について論じなさい。
			第2問 有権者の合理性を前提として、人々の投票行動をさまざまに議論しなさい。
		出題の意図	第1問 選挙制度が与える影響に関する研究の中でも最も蓄積のある領域について、これまでの議論を的確に理解し、自身の見解を説得的に論じることができるかを問うた。
			第2問 さまざまなモデルが提案されている近年の投票行動研究において、有権者の合理性という切り口から、合理性の定義も含め、諸議論を体系的に整理し理解しているかを問うた。
2月	政治過程論	問題	第1問 執政制度の類型とその帰結について論じなさい。
			第2問 現代日本の地方選挙の制度について、その課題・原因・解決策について論じなさい。
		出題の意図	第1問 政治制度のうち、重要な要素である執政制度について、その基本的知識を問うとともに、そのあり方の違いが政治過程や政策選択にいかなる結果をもたらすのかという点について、どのような議論を行うかを見た。
			第2問 現在、わが国の地方選挙で採用している選挙制度およびそれが抱える問題点について、基本的知識を問うとともに、選挙制度や投票行動の議論に基づいた応用的な議論ができるかを見た。

平成29年度大学院法学研究科博士課程前期課程入学試験(研究者コース・専修コース) 問題と出題の意図

【関連科目(専門科目)】

2月	政治過程論	問題	第1問 日本の立法過程について、与党内と議会内過程それぞれについて、法案形成の流れと誰が影響力を行使しているのかを中心に説明せよ。
			第2問 日本の二院制の位置づけと制度的特徴について、アメリカ、イギリスなどの諸外国の二院制と比較しつつ、解説せよ。続いて、日本の二院制が政治過程へ与えた影響を、特に1998年以降について説明せよ。
		出題の意図	第1問 日本政治を分析するうえで基礎となる立法過程の理解を確認した。
			第2問 二院制をテーマとして、政治制度の理解とその影響についての理解を確認した。

平成29年度大学院法学研究科博士課程前期課程入学試験(研究者コース・専修コース) 問題と出題の意図

【関連科目(専門科目)】

2月	西洋政治史	問題	第1問 1990年代以降、ヨーロッパのいくつかの国で極右政党が勢力を伸ばしました。それらの中から任意の極右政党を選び、その国における第二次世界大戦後の政治のあり方と関連づけながら、その勢力拡大について論じなさい。
			第2問 1930年代初頭のドイツにおける議会政治の混乱について、政党システムの観点から整理して論じなさい。
		出題の意図	第1問 冷戦終結後の先進国における政治変容についての理解を問うべく出題した。
			第2問 議会制民主主義の崩壊につながった大恐慌後のドイツ政治の混乱についての理解を問うと共に、歴史的事象を理論的視座から整理する能力を見るべく出題した。

平成29年度大学院法学研究科博士課程前期課程入学試験(研究者コース・専修コース) 問題と出題の意図

【関連科目(専門科目)】

9月	行政学	問題	第1問 自治体間競争が政治経済に与える影響について、ティブーの「足による投票」や政策波及理論を手がかりに論じなさい。
			第2問 近年盛んになってきている、政策実施過程への市民参加が持つ意味について、市民参加のパターンを分類した上で論じなさい。なお、ここでいう市民とは官僚制以外の主体という意味で用いている。
		出題の意図	第1問 行政学の基本的分野である地方自治に関する基本的知識を問う問題である。あわせて、理論的応用ができるかどうかを確かめることがねらいである。
			第2問 行政学の基本的分野である地方自治に関する基本的知識を問う問題である。あわせて、理論的応用ができるかどうかを確かめることがねらいである。
2月	行政学	問題	第1問 大統領や首相などの執政長官の選出方法の違いが、そのリーダーシップのあり方にどのような影響を与えるのか。議会や政党制を考慮しつつ論じなさい。
			第2問 「足による投票」概念を軸に、地方分権が地方政府の政策に与える影響を検討しなさい。
		出題の意図	第1問 行政学の基本分野である執政制度に関する基本的な知識を確認した上で、議会との関係を比較の観点から議論を展開できるかどうかを問う問題である。
			第2問 行政学の基本分野である地方自治に関する基礎的知識を問う問題である。あわせて理論的応用ができるかどうかを確かめることがねらいである。

平成29年度大学院法学研究科博士課程前期課程入学試験(研究者コース・専修コース) 問題と出題の意図

【外国語】

9月	英語	問題	筆答試験では大学外に著作権がある外国語文献のみが使われますので、著作権法の規定により本サイトでは表示できません。ただし教務係にて閲覧することは可能です。
		出題の意図	<p>第1問 法解釈手法に関する英文説明の日本語への全訳を求めることで、英語の文法構造に基づく読解力を把握することと意図する。同時に、法分野における基本的な概念(法の支配、司法院、文言解釈、立法史等)を適切な用語に和訳できるかどうか把握することも意図する。</p> <p>第2問 本問は、実証主義的政治理論を法現象の分析に活用する意義について論じた論文からの抜粋である。法学・政治学の研究を行うために必要な英文読解力およびそれを正確な日本語で表現する能力を試すものである。</p>
2月	英語	問題	筆答試験では大学外に著作権がある外国語文献のみが使われますので、著作権法の規定により本サイトでは表示できません。ただし教務係にて閲覧することは可能です。
		出題の意図	<p>第1問 本問は、専攻分野にかかわらず、法学・政治学の研究を進めていく上で、最低限求められる英文読解力およびそれをわかりやすくかつ正確な日本語に翻訳する力を試すものである。</p> <p>第2問 動物の権利を観念できるか、という問題を扱う基本文献(Carl Cohen & Tom Regan, The Animal Rights Debate, 2001)から抜粋した。ただし、このテーマについての知識を問うものではなく、法ないし規範を扱う英語文献を読解するための基本的な語彙、文法を習得しているかどうかを問うこととした。</p>
9月	ロシア語	問題	筆答試験では大学外に著作権がある外国語文献のみが使われますので、著作権法の規定により本サイトでは表示できません。ただし教務係にて閲覧することは可能です。
		出題の意図	本問は、法や政治に関する社会科学的な標準的レベルのロシア語を日本語に訳させることを意図している。辞書持ち込み可ではあるが、あまり頻繁に辞書を引いていると解答時間が不足してしまうであろうから、ある程度の法学、政治学的なロシア語の語彙力が前提となる。また、ロシア法に関する基本的制度やロシア法の歴史に関する素養があれば、文章の内容に唐突感や違和感を持つことなく、比較的スムーズに訳すことが可能であろう。その意味では、単なるロシア語の逐語訳能力だけでなく、ロシア法の基本知識に関する素養が問われる。